

○甲南大学キャンパス・ハラスメント防止対応規程

平成18年9月28日

大学会議制定

改正 平成26年1月30日

平成27年3月19日

平成27年4月1日

学長決定

改正 平成27年5月21日

令和4年3月28日

令和5年2月24日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、甲南学園ハラスメント防止対応規程第3条に基づき、学生にかかるキャンパス・ハラスメントを防止するとともに、その相談に応じて適切に対応し、救済するために必要な体制を整備することによって、健全かつ良好な修学環境、教育研究環境及び学生生活環境を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、学部学生、大学院学生、留学生、研究生、科目等履修生及び聴講生等、本学において教育をうける者（以下「学生等」という。）に適用する。

2 この規程は、正課・課外活動、大学関連で催された宴席や合宿、研究・研修会等で行われた言動にも適用する。

(定義)

第3条 この規程において、キャンパス・ハラスメント（以下「ハラスメント」という。）を次のとおり分類して定義する。

(1) セクシュアル・ハラスメント

相手方の望まない性的な言動に対する対応により、不利益を与えること又は性的な言動により、修学環境、教育研究環境又は学生生活環境を害すること

(2) パワー・ハラスメント

優越的な関係を背景とした必要かつ相当な範囲を超えた言動により、修学環境、教育研究環境又は学生生活環境を害すること

(3) アカデミック・ハラスメント

教育研究上の優越的な関係を背景とした不適切な言動により、修学環境又は教育研究環境を害すること

(4) マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産等に関する否定的な言動（不妊治療に対する否定的な言動を含む。）又は妊娠・出産、育児休業等の制度の利用に関する言動により、修学環境、教育研究環境又は学生生活環境を害すること

(5) その他のハラスメント

およそ不適切な言動により、修学環境、教育研究環境又は学生生活環境を害すること

第2章 防止

（ハラスメントの禁止）

第4条 学生等は、ハラスメントについて正しく理解するように努めなければならないが、また、自らハラスメントを行ってはならない。

（周知・啓発）

第5条 学生生活支援センター所長は、学生等に対し、次の各号で定める事項を周知・啓発しなければならない。

- (1) ハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針
- (2) ハラスメントに厳正に対処する旨の方針及び対処の内容
- (3) ハラスメントの相談を受け付ける窓口

第3章 防止対応委員会

（防止対応委員会）

第6条 キャンパス・ハラスメントの防止、対応及び救済を目的として、キャンパス・ハラスメント防止対応委員会（以下「防止対応委員会」という。）を置く。

2 防止対応委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 学生支援機構長
- (2) 学生生活支援センター所長
- (3) 学長室事務部長
- (4) 学長が指名する専任教員 若干名

3 前項第4号の委員の任期は、学長が必要に応じて1年以内で期間を定める。ただし、引き続き再任されることを妨げない。

4 委員長は、第2項第1号の委員がこれにあたる。

- 5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 6 防止対応委員会が必要と認めるときは、委員以外の外部専門家等を委員会に出席させることができる。
- 7 防止対応委員会は、委員長を含む過半数以上の委員出席をもって成立する。
- 8 防止対応委員会の議事は、原則として非公開とする。

(任務)

第7条 防止対応委員会の任務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) ハラスメント防止に関する情報収集、研修、啓発
 - (2) ハラスメントに関する相談、ハラスメントに関する申立ての受付、対応及び救済等
 - (3) ハラスメントへの対応内容に関する相談者や申立者、被申立者等への説明
 - (4) 第12条に定める調査チームの報告を経た案件に関する取り扱いについての学長への進言
 - (5) その他ハラスメントに関する重要事項
- 2 相談者や申立者が深刻な被害を受けていると判断される場合は、防止対応委員会は被害の拡大を防止するために緊急に必要とされる措置を学長又は理事長に求めることができる。ただし、その際には被申立者等の心情や立場などに十分配慮しなければならない。

第4章 相談

(相談窓口)

第8条 防止対応委員会は、ハラスメントの相談を受け付ける窓口（以下「相談窓口」という。）を学生生活支援センター及び外部に設置し、相談員を置く。

(相談)

第9条 学生等は、希望する相談窓口でハラスメントの相談をすることができる。ただし、必要なときは、当該学生等の委任を受けた第三者が相談することができる。

- 2 相談は、面談のほか、電話、書面又は電子メールによって行う。
- 3 相談員は、相談者のメンタルケアに対応する必要がある場合、十分配慮しなければならない。
- 4 相談窓口において解決に至らなかった相談は、相談者の意向に従って次条に定めるコーディネートチームが対応する。

(コーディネートチーム)

第10条 ハラスメントに関する対応及び救済に迅速に対応するために、防止対応委員会にコーディネートチームを置く。

- 2 コーディネートチームは、学生生活支援センター所長、学生生活支援センター所長が指名する学生生活支援センター運営委員のほか、必要に応じて委員長が選任する教職員等により構成する。
- 3 コーディネートチームは、相談員からの報告を受け、相談案件に応じて、相談者の意向に従って、以下の方法により解決を図る。
 - (1) 調整 相談事案の対象者に相談の事実を知らせずに解決を図る。
 - (2) 調停 相談事案の対象者に相談の事実を知らせて解決を図る。
- 4 コーディネートチームは、前項各号以外に適当と認める方法により解決を図ることができる。
- 5 コーディネートチームは、対応の内容を記録し、その記録をもとに委員長に報告する。
- 6 委員長は、コーディネートチームからの報告を受け、申立てが第3条のハラスメントに相当しないと判断される場合には、その旨を相談者に説明して相談対応を終了する。
- 7 コーディネートチームの対応の内容及びその結果は、原則として非公開とする。

第5章 調査

(申立て)

第11条 第9条及び第10条の相談対応により解決に至らなかった相談者（ハラスメントを受けていると主張する被害者本人に限る。）は、ハラスメント調査の申立てを受け付ける窓口（以下「申立窓口」という。）にハラスメントの調査を申し立てることができる。ただし、第9条及び第10条の相談対応を経ずに調査を申し立てることはできない。

- 2 前項の申立窓口は、学生生活支援センターに置く。
- 3 申立ては、申立書（所定の様式による）を申立窓口に提出することにより行う。

(調査チーム)

第12条 申立書の提出があったときは、学生生活支援センター所長は、学長に報告し、学長は、調査チームを編成する。

- 2 調査チームは、監査部、学長が選任する教職員等（当該申立てに関して直接の利害関係を有する者及びコーディネートチームの構成員を除く）及び第三者（学園に属さない弁護士等）により構成する。
- 3 調査チームは、申立てに関する事実を明らかにして、ハラスメントの有無を認定する。
- 4 調査チームは、事情を聴取し、文書その他の物件の提出を命ずることができる。なお、調査チームは、ヒアリング調書など相談員及びコーディネートチームが作成した資料を引き継ぐことができる。

- 5 調査チームは、申立者、被申立者及び調査に協力した者（以下「調査協力者」という。）が特定されないよう十分に配慮しなければならない。
- 6 調査チームは、調査結果報告書を学長に提出する。
- 7 学長は、調査の結果を確認のうえ、申立者及び被申立者に通知する。本通知により、調査チームの対応を終了する。
- 8 調査チームの事務は、学長室が行う。

（不服申立て）

第13条 申立者及び被申立者は、調査結果に不服があるときは、申立窓口で不服申立てをすることができる。

- 2 不服申立ては、原則として前条第7項の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、不服申立書（所定の様式による）を申立窓口で提出することにより行う。
- 3 不服申立書の提出があったときは、学生生活支援センター所長は、調査チームに報告する。
- 4 調査チームは、不服申立ての内容を確認のうえ学長に報告し、学長は、再調査の可否を判断する。
- 5 再調査の必要性が認められないときは、その旨を不服申立者に説明して不服申立対応を終了する。
- 6 再調査が必要と判断されたときは、学長は、適切な構成員による再調査チームを編成する。
- 7 再調査は、再調査チームが対応する。
- 8 前条第2項から第8項までの規定は、再調査について準用する。

第6章 是正措置及び再発防止措置

（是正措置及び再発防止措置）

第14条 学長は、調査結果報告書（再調査が行われたときは「再調査結果報告書」と読み替える。以下同じ。）において学生等のハラスメントが認定されたときは、防止対応委員会に対し、調査結果報告書に基づいて、懲戒処分の相当性の判断並びに是正措置及び再発防止措置のとりまとめを指示する。

- 2 防止対応委員会は、前項の学長の指示により、調査結果報告書に基づいて、是正措置及び再発防止措置をとりまとめ、懲戒処分の相当性の判断とともに、学長に上申する。
- 3 防止対応委員会は、調査チーム（再調査が行われたときは「再調査チーム」と読み替える。を含む）に対し、調査結果報告書の説明を求めることができる。

4 学長は、調査結果報告書において教職員のハラスメントが認定されたときは、理事長に報告し、甲南学園ハラスメント防止対応規程に則って対応する。

第7章 相談者等の保護

(不利益な取扱いの禁止)

第15条 何人も、相談、申立て又は不服申立てをしたことを理由として、相談者、申立て者又は不服申立て者に対し、不利益な取扱いを行ってはならない。

2 調査に協力した者に対しても、前項と同様とする。

(秘密の保護)

第16条 何人も、相談、申立て及び不服申立ての当事者並びに調査協力者を探索し、又は正当な理由がなく、これらの者を特定させる事項を漏らしてはならない。

2 第4章から第6章までに規定する手続きを行う業務（以下「ハラスメント対応業務」という。）に従事する者又は従事した者は、正当な理由がなく、ハラスメント対応業務に関して知り得た事項を漏らしてはならない。

3 前項の正当な理由により情報を開示された者は、正当な理由がなく、その開示によって知り得た事項を漏らしてはならない。

第8章 学生等及び教職員の責務

(不正目的による相談・申立ての禁止)

第17条 学生等及び教職員は、誹謗中傷その他の不正な目的のために相談、申立て又は不服申立てをしてはならない。

(協力義務)

第18条 学生等及び教職員は、コーディネートチーム、調査チーム又は再調査チームからの求めに応じて、誠実に協力しなければならない。

第9章 その他

(利益相反関係の排除)

第19条 何人も、自らが関係する相談事案又は申立事案について、第4章から第6章までに規定する手続きに関与してはならない。

2 学長が相談事案又は申立事案と利益相反関係を有するときは、甲南大学学長代行に関する規程に基づき学長代行に任命された者が、同条の定めるところにより、この規程において学長がすべきことを行う。

(懲戒処分)

第20条 ハラスメントを認定された学生等に対しては、その情状により、甲南大学学生懲

戒規程に基づいて懲戒処分を行うことがある。

(対応指針の作成)

第21条 防止対応委員会は、本規程に基づく対応が適切に実行されることを目的に「キャンパス・ハラスメントに関する対応指針」を作成し、学生等及び教職員に周知するものとする。

(所管)

第22条 この規程に関する事務は、委員長の指示の下、学生支援機構事務室が行う。ただし、第12条に定める調査チーム及び第13条に定める再調査チームを除く。

(改廃)

第23条 この規程の改廃は、大学会議の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成18年9月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年1月30日から施行し、平成25年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改廃は、平成27年4月1日から学長決定により行う。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和4年3月28日から施行する。

2 この改正の施行日前に苦情の相談又は苦情処理の申立てがなされ、施行日後もその対応を継続する場合、施行日後の手続きは次の各号のとおり取り扱う。

(1) 施行日前に改正前の本規程第8条に基づくハラスメント事実の調査・確認の手続きを開始していないとき

施行日後にハラスメント事実の調査・確認を行おうとするときは、甲南学園ハラスメント防止対応規程又は改正後の本規程に則って手続きを行う。

(2) 施行日前に改正前の本規程第8条に基づくハラスメント事実の調査・確認の手続きを開始しているとき

改正前の第2条及び第3条並びに第8条から第11条までの規定を適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。